

福岡県公報

令和7年7月18日
第 613 号

目 次

告 示（第448号－第454号）

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	1
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	（環境保全課）	2
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	3
○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	3
○保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	3
公 告		
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	4
○土地改良区の定款の変更の認可	（農村森林整備課）	4
○有明海の再生に関する福岡県計画の変更	（漁業管理課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	5
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	5
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	5
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	6
○土地改良区の定款の変更の認可	（農村森林整備課）	6
○落札者等の公示	（総務事務厚生課）	7
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	7
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	7

○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	8
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	8
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	8
○高圧ガス保安法に基づく聴聞の期日における審理の公開（工業保安課）		9
○土地収用法に基づく土地の立入りの許可	（用 地 課）	9
○土地改良区の解散の認可	（農村森林整備課）	9
○土地改良区の清算人の就任	（農村森林整備課）	9

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権 を有する者の総数の50分の1の数	（行財政支援課）	10
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を 有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万 に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合 算して得た数	（行財政支援課）	10
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す る者の総数の3分の1の数	（行財政支援課）	10

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部生活保安課）	11
○警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部生活保安課）	13
○警備業法第23条に規定する検定の実施	（警察本部生活保安課）	16
○警備業法第23条に規定する検定の実施	（警察本部生活保安課）	17
○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続	（警察本部教養課）	19

告 示

福岡県告示第448号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 南良津地区
- 2 区域の所在地 鞍手郡小竹町大字南良津字恵下田、字三軒家
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 21 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 21 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
鞍手郡小竹町大字南良津字恵下田	1805 番	標柱 1 号及び 3 号
	1806 番	標柱 2 号及び 21 号
	1804 番	標柱 4 号
	1799 番	標柱 5 号
	1797 番	標柱 6 号及び 7 号
	1835 番 1	標柱 8 号及び 9 号
鞍手郡小竹町大字南良津字三軒家	1860 番 1	標柱 10 号から 12 号まで
	1852 番 1	標柱 13 号
	1853 番	標柱 14 号
	1852 番 3	標柱 15 号
鞍手郡小竹町大字南良津字恵下田	1834 番 2	標柱 16 号
	1833 番	標柱 17 号
	1817 番 1	標柱 18 号
	1816 番 1	標柱 19 号
	1810 番	標柱 20 号

福岡県告示第 449 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町新浜町 9 番 63 及び 9 番 64 の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 4 規則第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当性
規則第 58 条第 5 項第 11 号（埋立地特例区域）に該当

福岡県告示第 450 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 7 月 18 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	水 田 川 線 大 川 線	柳川市立石 885 番 1 先から 柳川市蒲生 970 番 5 先まで

福岡県告示第 451 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	国 道	500号	前	田川郡添田町大字落合1938番 1 先から 田川郡添田町大字落合2043番 1 先まで	8.9 ～ 40.4	616.5
			後	田川郡添田町大字落合1938番 1 先から 田川郡添田町大字落合2043番 1 先まで	8.9 ～ 40.4	616.5

福岡県告示第452号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 の規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字馬場358、402

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第453号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 の規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字中川底1379、1452

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字中川底1379・1452（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川犬丸字廣丸662、663の 1、字尻サシ664の 1、665から667まで、670、671、字石原789
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字廣丸662・663の 1・字尻サシ666・字石原789（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

武島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 7 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地

末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
大久保 宗隆	久留米市安武町武島2265番地
末安 徹	久留米市安武町武島2065番地 3
末安 一二三	久留米市安武町武島2462番地 3
仲 琢美	久留米市安武町武島2421番地 2
仲 利見	久留米市安武町武島2451番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
末安 節次	久留米市安武町武島2076番地 2
緒方 憲義	久留米市安武町武島1725番地

3 就任理事

氏 名	住 所
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
大久保 宗隆	久留米市安武町武島2265番地
末安 一二三	久留米市安武町武島2462番地 3
仲 琢美	久留米市安武町武島2421番地 2
仲 利見	久留米市安武町武島2451番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
末安 節次	久留米市安武町武島2076番地 2
尾形 則之	久留米市安武町武島2458番地 1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
武島土地改良区	令和7年7月7日

公告

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大川市大字向島字東田794番1及び794番21から794番33まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大川市大字北古賀112番地の1

株式会社中央開発

代表取締役 増田 茂

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一

部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株)山友建設	太宰府市水城2-31-13	山下 久史	令和3年3月22日 福岡県知事許可（般-3） 第55502号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年7月22日から令和7年7月28日までの7日間

4 処分の原因となった事実

(株)山友建設は、太宰府市発注の土木工事において、三次下請業者及び四次下請業者が工事現場で作業していたことを現認しながら、当該業者が必要な建設業の許可を有していないことを確認せず、二次下請業者までしかいないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

以上のことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
㈱みなみ	福岡市城南区南片江3-10-12	南 翔	令和5年6月19日 福岡県知事許可（般-5） 第116073号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年7月22日から令和7年7月28日までの7日間

4 処分の原因となった事実

㈱みなみは、太宰府市発注の土木工事において、当時、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む上村総合建設㈱と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。

以上のことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
上村総合建設㈱	福岡市南区老司2-9-1	上村 直輝	令和7年5月7日 福岡県知事許可（般-7） 第117557号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年7月22日から令和7年7月24日までの3日間

4 処分の原因となった事実

上村総合建設㈱は、太宰府市発注の土木工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、令和6年11月22日に、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を㈱みなみと締結した。

以上のことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
西牟田土地改良区	令和7年7月7日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
伝送機能付電子線量計（7 備 1）1 式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札者を決定した日
令和7年5月26日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
アロカ株式会社 福岡営業所
 - 住所
福岡市東区筥松 2 - 18 - 10
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
14,300,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和7年4月22日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 変更の対象となる災害
東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。）（平成28年6月28日指定）
- 変更の内容
指定の有効期間
（変更前）平成28年6月28日から令和7年7月26日までの間
（変更後）平成28年6月28日から令和9年7月26日までの間
- 指定の内容を変更した日
令和7年7月2日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 変更の対象となる災害
平成29年7月5日からの大雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（平成29年7月12日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 平成29年7月12日から令和7年7月11日までの間

(変更後) 平成29年7月12日から令和9年7月11日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和7年7月2日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

令和3年8月11日からの大雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（令和3年8月20日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 令和3年8月20日から令和7年8月19日までの間

(変更後) 令和3年8月20日から令和9年8月19日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和7年7月2日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したの

で、これを公示する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

令和5年7月7日からの大雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（令和5年7月31日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 令和5年8月1日から令和7年7月31日までの間

(変更後) 令和5年8月1日から令和9年7月31日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和7年7月2日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

令和6年能登半島地震（令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）第1条において特定非常災害として指定された令和6年能登半島地震をいう。）（令和6年1月19日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 令和6年1月19日から令和8年1月18日までの間

(変更後) 令和6年1月19日から令和10年1月18日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和7年7月2日

公告

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第76条第2項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

高圧ガス保安法第53条第2号及び第4号

2 聴聞の期日及び場所

令和7年7月23日 午前10時00分

福岡市博多区千代一丁目20番31号

福岡県千代合同庁舎 8階 C801B会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、土地立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称

九州電力送配電株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線路220kV大分幹線（北線）総合更新工事（豊前地区）

3 立ち入ろうとする土地の区域

豊前市大字畑、大字馬場、大字川内及び大字四郎丸地内

築上郡築上町大字岩丸、大字極楽寺、大字真如寺及び大字上ノ河内地内

4 立ち入ろうとする期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
五徳土地改良区	令和7年7月9日

公告

解散した清算法人五徳土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
松田 直行	田川郡香春町大字香春2087番地2
進 正己	田川郡香春町大字香春2004番地2

宇津木 末廣	田川郡香春町大字香春2941番地
原田 重信	田川郡香春町大字香春2590番地
亀澤 昌治	田川郡香春町大字香春2807番地

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和7年7月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年7月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

84,497

福岡県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和7年7月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年7月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

628,102

福岡県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和7年7月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年7月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	25,975
北九州市小倉北区	50,049
北九州市小倉南区	57,155
北九州市若松区	21,874
北九州市八幡東区	17,625
北九州市八幡西区	68,431
北九州市戸畑区	15,518
福岡市東区	89,017
福岡市博多区	69,292
福岡市中央区	57,366
福岡市南区	73,759
福岡市城南区	35,570
福岡市早良区	61,063
福岡市西区	57,389
大牟田市	29,943
久留米市・うきは市	90,181
直方市	15,233
飯塚市・嘉穂郡	38,177

田川市	12,356
柳川市	17,341
八女市・八女郡	21,916
筑後市	13,439
大川市・三潞郡	12,649
行橋市	20,057
中間市	11,138
小郡市・三井郡	20,423
筑紫野市	29,384
春日市	30,602
大野城市	28,047
宗像市	26,787
太宰府市	19,822
古賀市	16,178
福津市	18,496
宮若市・鞍手郡	13,358
嘉麻市	9,734
朝倉市・朝倉郡	22,930
みやま市	9,769
糸島市	28,495
那珂川市	13,461
糟屋郡	62,838
遠賀郡	25,363
田川郡	19,866

京都郡	15,137
築上郡・豊前市	15,079

公安委員会

福岡県公安委員会告示第215号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和7年7月18日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和7年9月11日（木） から同年9月19日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（ 最終日の講習については、午後0時10 分までとし、その後午後1時00分から 修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 7 年 9 月 17 日（水） から同年 9 月 19 日（金） までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（ 初日の講習については、午後 1 時 00 分 から開始する。最終日の講習について は、午後 0 時 10 分までとし、その後午 後 1 時 00 分から修了考査を実施する。 ）	北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号福岡県警察 警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36 名

(2) 追加取得講習

10 名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「
検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係る
ものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という
。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る
。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交
付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して
いる者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和
61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に
規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格
した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以

下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後
、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格
者証等の交付を受けている者であって、4 (1) アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 7 年 8 月 4 日（月）及び同年 8 月 5 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付
すること。

(イ) 4 (1) に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明
する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。

）

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料

を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第2条第1項第3号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第216号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和7年7月18日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和7年9月11日（木）から同年9月19日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和7年9月17日（水）から同年9月19日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
15名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

- ア 受付日
令和7年8月4日（月）及び同年8月5日（火）
- イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000 円

イ 追加取得講習

14,000 円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第2号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第217号

警備業法（昭和47年法律第117号）23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年7月18日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
施設警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和7年10月31日（金）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員

15名

- 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

- 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

- 6 学科試験及び実技試験

- (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 7 検定申請手続等

- (1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和7年10月6日（月）及び同年10月7日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

- (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

- (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続き期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第218号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年7月18日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和7年11月11日（火）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
予備日 令和7年11月12日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

15名

※ ただし、15名を超える受検申請があった場合は、予備日に追加実施することとする。

予備日の受検定員にあっても15名とする。

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発

生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和7年10月6日（月）及び同年10月7日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080－4059－9319）に電話して事前申込み（1 電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第219号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年7月18日

福岡県公安委員会

1 意見を募集する規則

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）

2 意見募集期間

令和7年7月8日から同年8月6日まで

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部教養課に備え置く。